

1 いじめとは～基本的な考え方～

いじめとは・・・

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

【基本的な考え】

いじめとは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、身体に重大な危険を生じさせる許されない行為である。

Point1 いじめはどの子にも、どの学校でも、どの学級でも起こりうるものである。

→いじめは「特別なこと」ではなく、日常的に存在しているものであると認識する。

【いじめの態様として考えられるもの】

- 冷やかしゃやかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずれや、無視をされる。
- 軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、けられる。
- ひどくぶつかられる、叩かれる、けられる。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

- いじめの対応については、加害・被害の二者関係だけでなく、はやしたてる集団（「観衆」）や、周辺で暗黙の了解を与えているもの（「傍観者」）の存在にも注意を払う必要がある。

2 いじめを防ごう！～いじめの未然防止・早期発見について～

① いじめが生まれない雰囲気を作る

- ・明るく、温かい学級を目指し、学級経営に力を入れる。
- ・児童が、充実感、自分の存在感を感じ、前向きに生活ができる集団づくりを行う。
- ・一人一人の人権を侵害させない。

② いじめを許さない集団を作る

- ・全職員が「いじめを許さない」という姿勢を子どもたちに伝える。
また、子どもたち自身が「おかしい」と思うことを見逃さないよう、人権感覚を磨いていく。
- ・集会の時間に、委員会や学級でテーマをもった発表を行い、全校の規範意識を高める。

③ いじめが起こりにくい環境を作る

- ・基本的な生活習慣の凡事徹底
- ・教室の窓やドアを開放し、いつでも誰でも教室の中の様子がわかるように心がける。
- ・職員間でしっかりと会話をし、子どもたちの実態について情報交換をする。
- ・気になる児童や事象については、職員朝礼や終礼などで情報共有を行う。
- ・教室の中で暴れたり、大声を出したりすることなく、落ち着いて生活できるよう指導する。

④ いじめの「芽を摘む」意識を強く持つ

- ・どんなに小さなことでも背後にいじめが隠れていないか疑い対応する。
- ・暴力や乱暴な言葉遣い、人を傷つける言動などを見逃さず、徹底的に指導する。
- ・子どもと普段からよく会話し、相談しやすい関係づくりに努める。
- ・いじめアンケート（年間3回）を活用し、子どもの訴えをていねいに聴き取る。
- ・児童理解に関わる研修を行う。

⑤ 特に配慮が必要な児童への対応について

- ・「発達障害」を含む、「障害」のある児童、渡日・海外につながる児童、言語・宗教など文化的な背景を持つ児童、性同一性障害や性自認などに係る児童、東日本大震災などにより被災し避難している児童を含め、学校として、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。

3 いじめが起きたら・・・～いじめの認知と対応について～

Point 2 いじめにはさまざまな形があると認識しておく。

- 遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。
- いじめられた児童の安全を確保し、絶対に守るという強い意思を伝える。
- いじめられた児童や関係児童から事情関係の聴き取りを行う。

- いじめられている児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- 表面的・形式的に判断せず、背景調査を行う。
- いじめられていても、本人が否定する場合も踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- いじめられた児童の被害感情に着目して見極める。
- いじめには多様な態様があることを理解し、判断する。
- 本人が苦痛を感じていなくても、状況からいじめと判断する場合もある。(インターネット等)

4 いじめが起きたら・・・～いじめの対応について～

Point 3 「迅速な対応」「組織的な対応」「被害児童の保護が最優先」

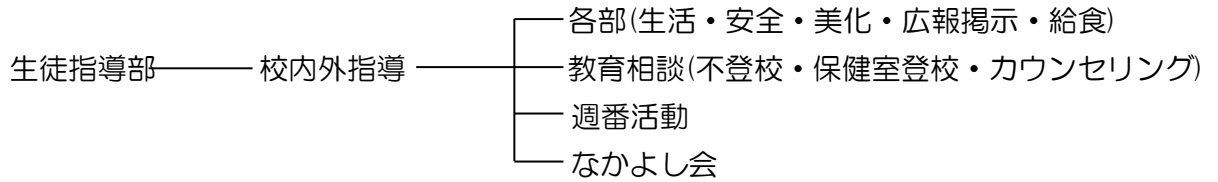
- いじめ対策校内委員会を行い、確認した内容について情報共有する。
 - いじめを発見、または通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
 - いじめが疑われる事案についてはすみやかに管理職・生徒指導・いじめ対応教員に報告し、いじめ対策校内委員会において判断する。
 - いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
 - いじめと認知した場合や、いじめが疑われる場合は、市教育委員会に報告する。
- その日のうちに迅速に保護者に報告する。
- いじめたとされる児童から聴き取りを行う。
 - 事情を確認したうえで、適切に指導する。
 - いじめがあったことが確認された場合、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童の保護者への連絡
 - 事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめが起きた集団への指導を行う。
 - いじめに同調していた児童には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題としてとらえさせる。

5 組織及び体制について

①いじめ対策校内委員会

校長、教頭、生徒指導主任、いじめ対応教員、学級担任、学年主任
 養護教諭、人権、特別支援コーディネーター（特支 co）、スクールカウンセラー（SC）、
 教育相談コーディネーター（教相 co）、教務など

②生徒指導体制



③教育相談体制

教育相談担当、スクールカウンセラー、生徒指導担当、養護教諭、該当者の担任とその学年、いじめ対応教員 など

④外部機関及び地域との連携

- ・奈良市教育委員会（いじめ防止生徒指導課・子育て相談課・教育相談課等）
- ・奈良県教育委員会
- ・奈良県中央子ども家庭相談センター
- ・京西中学校区少年指導協議会

⑤校内研修

- ・職員朝礼・終礼での児童の情報交換
- ・生徒指導部会での児童の情報交換
- ・職員研修（全体）での児童の情報交換
- ・夏期生徒指導研修会
- ・京西中学校区での合同研修会
- ・情報モラル教育
- ・学級経営課による自主研修

6 重大事態について

重大事態とは

①「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②「相当な期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童が連続して欠席している場合は、上記目安に関わらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。（法第28条第1項の規定に基づく。）

(1) 重大事態への対処の方法について

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。

調査を行うための組織について市教育委員会又は学校は、その事案が重大であると判断した時は、以下の組織で当該重大事態に係る調査を行う。

- ①学校主体の場合→「いじめに特化した校内委員会」
- ②市教育委員会は学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行う。
- ③市教育委員会主体の場合→「奈良市いじめ調査委員会」

事実関係を明確にするための調査の実施にあたり、以下のような事実関係を可能な限り網羅的に調査する。いつ頃から、誰によっていじめ行為が始まったか、そのいじめがどのように展開・拡大されていったか、その背景にはどういふことがあるか、どういふ人間関係上の問題があったか、それに対して教職員がどのように対応していったか、対応のどこに問題があったかなどを可能な限り網羅的に明らかにする。

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。市教育委員会又は学校は、附属機関などに対して積極的に資料を提供するとともに、調査の結果を重んじ、再発防止に取り組む。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。
 - いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査になるよう配慮すること。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行う。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合、児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などの調査を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告について

調査結果の提供及び報告

学校は重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態の発生について報告する。

A：調査結果の提供

- 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、必要な情報を提供する責任を有する。
- 通報してきた児童生徒の人権や個人情報を守ることに留意する。
- 情報提供にあたっては、適時適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

B：調査結果の報告 調査結果については、市長に報告する。

上記 A の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合には、当該の児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。